

避難行動要支援者名簿への登録について

みよし市では、災害が発生したときに自分の力や家族の介助だけでは避難することが難しい方（避難行動要支援者といいます。）の名簿を整備し、いざというときに地域の皆さんの力によって迅速に避難の支援を行える仕組みづくりに努めています。

避難行動要支援者名簿の対象者は？

みよし市では、避難行動要支援者名簿の対象者を次の方としています。

- ① 身体障がい者で、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級まで、視覚障がいの程度が1級若しくは2級、聴覚障がいの程度が1級若しくは2級の方
 - ② 知的障がい者で障がいの程度がA判定の方
 - ③ 介護保険の要介護認定が3から5の方
 - ④ 難病患者で、自ら避難することが困難な方
 - ⑤ 上記以外で、自ら避難することが困難で名簿への登録を希望する方
- ※ ①～④に該当する方は、みよし市が関係機関から情報を集めて名簿を作成します。
⑤の登録を希望する方は、本人やご家族が市役所福祉課へ申請してください。
- ※ 原則として自宅で生活している方を対象とします（グループホームは自宅扱いとします）。

名簿に登録されるとどうなりますか？

- ① 名簿には個人情報が含まれるため、避難行動要支援者を支援する関係者（自主防災会、民生児童委員、尾三消防本部、豊田警察署）へ名簿を提供してもよいか意向確認のお手紙を郵送します。必要事項に記入して市役所福祉課へ提出してください。
名簿に含まれる個人情報は、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・避難支援を必要とする事由（障がいの程度や介護区分など）・その他支援のために必要な事項です。
- ② 名簿の提供に同意をいただいた方のご自宅に、名簿提供を受けた地域の支援関係者が訪問して、本人やご家族と相談しながら具体的な支援方法を決めた個別計画を作成します。
- ③ 災害が発生したり、発生するおそれのあるときに、地域の支援者が名簿や個別計画を活用して避難情報の伝達や安否確認、避難所への避難の支援をします。

支援する関係者への名簿の提供に同意しないとどうなりますか？

- ① 名簿の提供に同意していなくても、災害が発生したり、発生するおそれがあるときに避難行動要支援者の生命や身体を保護するために特段の必要性があるときは、本人の同意を得ずに関係機関に名簿を提供する場合があります。
- ② 名簿からの削除を希望された方の情報は名簿に掲載しませんが、平常時から名簿を利用した支援活動が行われただけであり、災害時に支援が必要な状況が確認できれば支援を受けることができます。
- ③ 今後、名簿の提供に同意したり、名簿への登録を希望するときは、いつでも申請することができます。

裏面もお読みください

名簿に登録されると必ず支援が受けられますか？

災害が発生したときは、支援をする方たちにも自分や家族の安全を確保することが優先される場合があります、状況によっては支援に来られない場合があります。

また、支援をすることになっている方たちは、できる範囲での避難支援に協力するものであり、法的な責任や義務を負うものではありません。つまり、支援に来てくれなかったために被災したとしても責任を負わずことはできません。

そのため、

家庭での備えをしましょう

災害が発生した場合は、支援をする方たちも被災するために、必ず避難支援が受けられるとは限りません。また、避難したとしても、大勢の人が集まる避難所ではさまざまなトラブルやストレスが発生し、身体的にも精神的にも大きな負担がかかります。

そのため、避難しなくて済むように家庭での備えをすることが何よりも大切です。

家庭での備え

- ① 昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は地震の揺れで倒壊する可能性があるため、市の無料耐震診断を受け、必要があれば耐震改修工事を行いましょう。
- ② 家の耐震性があっても、家の中では家具や大型の家電製品が倒れることがあるため、下敷きになって死傷したり、通路を塞いで避難できなくなることがあります。家具転倒防止器具の取り付けや窓ガラスの飛散防止をして家の中の安全を確保しましょう。
- ③ 寝室には大きな家具を置かない、また、家具が倒れても下敷きにならないように、家具の位置や寝る位置の工夫をしましょう。
- ④ 大雨で自宅がどれくらい浸水する可能性があるのか、洪水ハザードマップで確認をしておきましょう。床下浸水程度なら無理に避難する必要はありません。
- ⑤ 電気・ガス・水道が止まることを想定して、最低3日（できれば1週間程度）の食料や生活用品の備蓄をしておきましょう。特に障がいや病気のために必要なものは避難所で手に入れるのは困難です。

家庭で備えれば避難しなくていいのですか？

避難所は、基本的には災害によって自宅に住めなくなったり、自宅にいることが危険な方たちが避難する場所です。

避難行動要支援者にとっては避難所生活の負担は大きく、病状の悪化を招いたり亡くなったりする方もいますので、自宅で生活を続けられることが望ましいです。

みよし市は津波の心配がありませんので、土砂崩れや浸水の危険のある地域以外は、自宅周辺で火災が発生しなければ、ただちに避難する必要はありません。

避難行動要支援者名簿についてのお問い合わせは

みよし市役所 福祉課（電話0561-32-8010）までお願いします。